

デジタル庁  
令第十一号  
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年七月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていない

ものは、これを加える。

改正後

改正前

第六条の二 法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一～五 略〕

第七条 法別表第一の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 児童福祉法第十八条の十八第一項の保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 児童福祉法による保育士登録証に関する事務

五 児童福祉法第十八条の十九の保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

六～十四 〔略〕

十五 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の三十四の保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十六 児童福祉法施行規則第七条の九第三項若しくは第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第八条 法別表第一の九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一～十一 略〕

第九条 法別表第一の十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一～四 略〕

第九条の二 法別表第一の十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条のあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許若しくはきゆう師免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律によるあん摩マツサージ指圧師免許証若しくはあん摩マツサージ指圧師免許証明書、はり師免許証若しくははり師免許証明書又はきゆう師免許証若しくはきゆう師免許証明書に関する事務

三 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

四 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号）第三条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する

第六条の二 法別表第一の六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一～五 同上〕

第七条 法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

三～十一 〔同上〕

〔新設〕

十二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の九第三項若しくは第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第八条 法別表第一の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一～十一 同上〕

第九条 法別表第一の九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一～四 同上〕

〔新設〕

事務

五 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第四条第一項若しくは第二項のあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第九条の三 法別表第一の十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 栄養生士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の栄養生士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 栄養生士法による栄養生士免許証に関する事務
- 三 栄養生士法第五条第一項の栄養生士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
- 四 栄養生士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第三条第一項の栄養生士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 栄養生士法施行令第四条第一項若しくは第三項の栄養生士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第九条の四 法別表第一の十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 栄養生士法第二条第三項の管理栄養生士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 栄養生士法による管理栄養生士免許証に関する事務
- 三 栄養生士法第五条第二項の管理栄養生士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
- 四 栄養生士法施行令第三条第三項の管理栄養生士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 栄養生士法施行令第四条第二項若しくは第三項の管理栄養生士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条 法別表第一の十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一七七略〕

第十条の二 法別表第一の十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二条の医師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 医師法による医師免許証又は臨床研修修了登録証に関する事務
- 三 医師法第七条第一項の処分に關する事務
- 四 医師法第十六条の六第一項の臨床研修を修了した旨の医籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）第五条第一項の医籍の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

第十条 法別表第一の十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一七七 同上〕

〔新設〕

六 医師法施行令第六条の医籍の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十條の三 法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二条の歯科医師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 歯科医師法による歯科医師免許証又は臨床研修修了登録証に関する事務
- 三 歯科医師法第七条第一項の処分に関する事務
- 四 歯科医師法第十六条の四第一項の臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）第五条第一項の歯科医籍の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 歯科医師法施行令第六条の歯科医籍の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十條の四 法別表第一の十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の保健師、助産師若しくは看護師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 保健師助産師看護師法による保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証に関する事務
- 三 保健師助産師看護師法第十四条第一項の処分に関する事務
- 四 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第三条第一項の保健師若しくは看護師若しくは同条第二項の助産師籍の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 保健師助産師看護師法施行令第四条第一項若しくは第五条第一項の保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十條の五 法別表第一の十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 保健師助産師看護師法第八条の准看護師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 保健師助産師看護師法による准看護師免許証に関する事務
- 三 保健師助産師看護師法第十四条第二項の処分に関する事務
- 四 保健師助産師看護師法施行令第三条第三項の准看護師籍の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 保健師助産師看護師法施行令第四条第二項若しくは第五条第一項の准看護師籍の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

務

第十條の六 法別表第一の十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第三条の歯科衛生士免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 歯科衛生士法による歯科衛生士免許証又は歯科衛生士免許証明書に関する事務
- 三 歯科衛生士法第八条第一項の歯科衛生士の免許の取消し又は業務の停止に関する事務
- 四 歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）第三条第一項の歯科衛生士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 歯科衛生士法施行規則第四条第一項若しくは第二項の歯科衛生士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十一條 法別表第一の二十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

第十二條 法別表第一の二十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一一二 略〕

第十四條 法別表第一の二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

第十五條 法別表第一の二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十 略〕

第十六條 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十七條 法別表第一の二十五の項の主務省令で定める事務は、地方税法による譲渡割の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十八條 法別表第一の二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十三 略〕

〔新設〕

第十一條 法別表第一の十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

第十二條 法別表第一の十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一一二 同上〕

第十四條 法別表第一の十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 同上〕

第十五條 法別表第一の十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十 同上〕

第十六條 法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十七條 法別表第一の十七の項の主務省令で定める事務は、地方税法による譲渡割の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十八條 法別表第一の十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十三 同上〕

第十八条の二 法別表第一の二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条の診療放射線技師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 診療放射線技師法による診療放射線技師免許証に関する事務
- 三 診療放射線技師法第九条第一項の診療放射線技師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務
- 四 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第一条の四第一項の診療放射線技師籍の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 診療放射線技師法施行令第一条の診療放射線技師籍の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十八条の三 法別表第一の三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条の税理士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 税理士法第二十条の税理士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 税理士法による税理士証票に関する事務
- 四 税理士法第二十五条第一項の税理士の登録の取消しに関する事務
- 五 税理士法第二十六条第一項の税理士の登録の抹消に関する事務
- 六 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十一条の二の指導又は助言に関する事務

第十八条の四 法別表第一の三十一の項の主務省令で定める事務は、税理士法第五十五条第一項の税理士若しくは税理士法人又は同条第二項の税理士であった者に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務とする。

第十九条 法別表第一の三十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 略〕

第十九条の二 法別表第一の三十三の項の主務省令で定める事務は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する事務とする。

第二十条 法別表第一の三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第十九条 法別表第一の二十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 同上〕

第十九条の二 法別表第一の二十の二の項の主務省令で定める事務は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する事務とする。

第二十条 法別表第一の二十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

第二十条の二 法別表第一の三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
【一〇十三 略】

第二十一条 法別表第一の三十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
【一〇三 略】

第二十一条の二 法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

【一〇六 略】

2 法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

【一〇五 略】

3 法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

【一〇五 略】

4 法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

【一〇五 略】

第二十二条 法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一〇二 略】

第二十二條の二 法別表第一の三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第三条の歯科技工士の免許の申請の受理、

その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 歯科技工士法による歯科技工士免許証又は歯科技工士免許証明書に関する事務

三 歯科技工士法第八条第一項の歯科技工士の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

四 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第三条第一項の歯科技工士の登録

事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 歯科技工士法施行令第四条の歯科技工士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十三条 法別表第一の四十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一〇二 略】

第二十条の二 法別表第一の二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
【一〇十三 同上】

第二十一条 法別表第一の二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
【一〇三 同上】

第二十一条の二 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

【一〇六 同上】

2 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

【一〇五 同上】

3 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

【一〇五 同上】

4 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

【一〇五 同上】

第二十二条 法別表第一の二十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一〇二 同上】

【新設】

第二十三条 法別表第一の二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一〇二 同上】

第二十三條の二 法別表第一の四十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【新設】

一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第三条の臨床検査技師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師免許証に関する事務

三 臨床検査技師等に関する法律第八条第一項の臨床検査技師の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

四 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第三条第一項の臨床検査技師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 臨床検査技師等に関する法律施行令第四条の臨床検査技師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十三条の二の二 法別表第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕十 略

第二十三条の三 法別表第一の四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕八 略

第二十四条 法別表第一の四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕八 略

第二十四条の二 法別表第一の四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕六 略

第二十四条の二の二 法別表第一の四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金法第二百二十八条第一項の年金の支給に関する事務（地方税法第三百七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）とする。

第二十四条の三 法別表第一の四十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕二 略

第二十四条の四 法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕四 略

第二十四条の五 法別表第一の五十の項の主務省令で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和三十三年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務とする。

第二十三条の二 法別表第一の二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕十 同上

第二十三条の三 法別表第一の二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕八 同上

第二十四条 法別表第一の三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕八 同上

第二十四条の二 法別表第一の三十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕六 同上

第二十四条の二の二 法別表第一の三十二の項の主務省令で定める事務は、国民年金法第二百二十八条第一項の年金の支給に関する事務（地方税法第三百七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）とする。

第二十四条の三 法別表第一の三十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕二 同上

第二十四条の四 法別表第一の三十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕四 同上

第二十四条の五 法別表第一の三十三の三の項の主務省令で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務と

<p>第二十五条 法別表第一の五十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇三 略】</p>	<p>第二十五条 法別表第一の三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇三 同上】</p>
<p>第二十六条 法別表第一の五十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇十一 略】</p>	<p>第二十六条 法別表第一の三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇十一 同上】</p>
<p>第二十七条 法別表第一の五十三の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十一条の職業指導等の実施に関する事務とする。</p>	<p>第二十七条 法別表第一の三十六の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十一条の職業指導等の実施に関する事務とする。</p>
<p>第二十七条の二 法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p>	<p>【新設】</p>
<p>一 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第二条の薬剤師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	
<p>二 薬剤師法による薬剤師免許証に関する事務</p>	
<p>三 薬剤師法第八条第一項の処分に關する事務</p>	
<p>四 薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）第五条第一項の薬剤師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	
<p>五 薬剤師法施行令第六条の薬剤師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	
<p>第二十八条 法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇四 略】</p>	<p>第二十八条 法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇四 同上】</p>
<p>第二十九条 法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇八 略】</p>	<p>第二十九条 法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇八 同上】</p>
<p>第三十条 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇三十八 略】</p>	<p>第三十条 法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇三十八 同上】</p>
<p>第三十条の二 法別表第一の五十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇二 略】</p>	<p>第三十条の二 法別表第一の三十八の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇二 同上】</p>
<p>第三十条の三 法別表第一の五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇十五 略】</p>	<p>第三十条の三 法別表第一の三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 【一〇十五 同上】</p>
<p>第三十一条 法別表第一の六十の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求</p>	<p>第三十一条 法別表第一の四十の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求</p>

する。

に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十二条 法別表第一の六十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

第三十三条 法別表第一の六十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

第三十四条 法別表第一の六十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

第三十五条 法別表第一の六十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

第三十六条 法別表第一の六十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

第三十七条 法別表第一の六十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕八 略

第三十八条 法別表第一の六十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 略

第三十九条 法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十九条の二 法別表第一の六十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第三条の理学療法士若しくは作業療法士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士免許証又は作業療法士免許証に関する事務

三 理学療法士及び作業療法士法第七條第一項の理学療法士若しくは作業療法士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

四 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第三条第一項の理学療法士若しくは作業療法士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 理学療法士及び作業療法士法施行令第四条の理学療法士若しくは作業療法士の登録の消除

に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十二条 法別表第一の四十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

第三十三条 法別表第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

第三十四条 法別表第一の四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

第三十五条 法別表第一の四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

第三十六条 法別表第一の四十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

第三十七条 法別表第一の四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕八 同上

第三十八条 法別表第一の四十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 同上

第三十九条 法別表第一の四十八の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

〔新設〕

の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十条 法別表第一の七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十二 略〕

第四十一条 法別表第一の七十一の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十一条の二 法別表第一の七十二の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とする。

第四十二条 法別表第一の七十四の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十三条 法別表第一の七十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

第四十三条の二 法別表第一の七十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一一二 略〕

第四十三条の二の二 法別表第一の七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の二の社会保険労務士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 社会保険労務士法第十四条の四の社会保険労務士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 社会保険労務士法による社会保険労務士証票又は特定社会保険労務士証票に関する事務
- 四 社会保険労務士法第十四条の九第一項の社会保険労務士の登録の取消しに関する事務
- 五 社会保険労務士法第十四条の十第一項の社会保険労務士の登録の抹消に関する事務
- 六 社会保険労務士法第十四条の十一の三第一項の紛争解決手続代理業務の付記の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 社会保険労務士法第十四条の十一の四第一項の紛争解決手続代理業務の付記の抹消に関する事務

第四十三条の二の三 法別表第一の七十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

第四十条 法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十二 同上〕

第四十一条 法別表第一の五十の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十一条の二 法別表第一の五十一の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とする。

第四十二条 法別表第一の五十三の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十三条 法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

第四十三条の二 法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一一二 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

<p>一 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第三条の柔道整復師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>二 柔道整復師法による柔道整復師免許証又は柔道整復師免許証明書に関する事務</p> <p>三 柔道整復師法第八条第一項の柔道整復師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務</p> <p>四 柔道整復師法施行規則（平成二年厚生省令第二十号）第三条第一項の柔道整復師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>五 柔道整復師法施行規則第四条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の柔道整復師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>第四十三條の三 法別表第一の七十九の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。</p> <p>第四十三條の四 法別表第一の八十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第三条の視能訓練士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>二 視能訓練士法による視能訓練士免許証に関する事務</p> <p>三 視能訓練士法第八条第一項の視能訓練士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務</p> <p>四 視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第三条第一項の視能訓練士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>五 視能訓練士法施行令第四条の視能訓練士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>第四十四條 法別表第一の八十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇七 略〕</p>	<p>第四十四條の二 法別表第一の八十二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。</p> <p>第四十五條 法別表第一の八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇六 略〕</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第四十三條の三 法別表第一の五十五の二の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第四十四條 法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇七 同上〕</p>	<p>第四十四條の二 法別表第一の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。</p> <p>第四十五條 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇六 同上〕</p>	<p>第四十五條 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇六 同上〕</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

第四十六条 法別表第一の八十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一〇八 略】

第四十六条の二 法別表第一の八十六の項の主務省令で定める事務は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は脱退手当金の支給及び当該保険給付又は脱退手当金の受給権者に関する事務とする。

第四十六条の二の二 法別表第一の八十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条の社会福祉士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証に関する事務

三 社会福祉士及び介護福祉士法第三十一条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四 社会福祉士及び介護福祉士法第三十一条第二項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士の登録の変更を証する書類の交付に関する事務

五 社会福祉士及び介護福祉士法第三十二条の社会福祉士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

六 社会福祉士及び介護福祉士法第三十三条（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士の登録の消除に関する事務

七 社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第一項の介護福祉士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八 社会福祉士及び介護福祉士法による介護福祉士登録証に関する事務

九 社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第二項において読み替えて適用する同法第三十一条第一項（同法第四十三条第三項において適用する同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の介護福祉士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十 社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第二項において読み替えて適用する同法第三十一条第二項（同法第四十三条第三項において適用する同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の介護福祉士の登録の変更を証する書類の交付に関する事務

十一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第二項において読み替えて適用する同法第三十一条の介護福祉士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

十二 社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第二項において適用する同法第三十三条（同法第四十三条第三項において適用する同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の介護福祉士の登録の消除に関する事務

十三 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第十五条

第四十六条 法別表第一の五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一〇八 同上】

第四十六条の二 法別表第一の六十の項の主務省令で定める事務は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は脱退手当金の支給及び当該保険給付又は脱退手当金の受給権者に関する事務とする。

【新設】

(同令第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の社会福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十四 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十六条において読み替えて適用する同令第十五条(同令第二十六条において読み替えて適用する同令第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の介護福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第四十六条の二の三 法別表第一の八十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第三条の臨床工学技士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 臨床工学技士法による臨床工学技士免許証に関する事務
- 三 臨床工学技士法第八条第一項の臨床工学技士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
- 四 臨床工学技士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第十九号)第三条第一項の臨床工学技士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 臨床工学技士法施行規則第四条の臨床工学技士の登録の取消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条の二の四 法別表第一の八十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第三条の義肢装具士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 義肢装具士法による義肢装具士免許証に関する事務
- 三 義肢装具士法第八条第一項の義肢装具士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
- 四 義肢装具士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第二十号)第三条第一項の義肢装具士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 義肢装具士法施行規則第四条の義肢装具士の登録の取消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条の二の五 法別表第一の九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三条の救急救命士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 救急救命士法による救急救命士免許証又は救急救命士免許証明書に関する事務
- 三 救急救命士法第八条(同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の救急救命士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

四 救急救命士法第九条第一項の救急救命士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

五 救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第四条の救急救命士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条の三 法別表第一の九十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

第四十七条 法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第四十八条 法別表第一の九十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇七 略〕

第四十八条の二 法別表第一の九十六の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務とする。

第四十八条の三 法別表第一の九十八の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第四十九条 法別表第一の九十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

第五十条 法別表第一の百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 略〕

〔2 略〕

第五十条の二 法別表第一の百一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 介護保険法第六十九条の二第二項の介護支援専門員の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 介護保険法第六十九条の三の介護支援専門員の登録の移転の申請の受理、その申請に係る

第四十六条の三 法別表第一の六十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

第四十七条 法別表第一の六十二の項の主務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第四十八条 法別表第一の六十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇七 同上〕

第四十八条の二 法別表第一の六十四の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務とする。

第四十八条の三 法別表第一の六十六の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第四十九条 法別表第一の六十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

第五十条 法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 同上〕

〔2 同上〕

〔新設〕

事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 介護保険法第六十九条の四の介護支援専門員の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四 介護保険法第六十九条の五の介護支援専門員の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 介護保険法第六十九条の六の介護支援専門員の登録の消除に関する事務

六 介護保険法による介護支援専門員証に関する事務

第五十条の三 法別表第一の百二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 精神保健福祉法（平成九年法律第三十一号）第二十八条の精神保健福祉士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 精神保健福祉法による精神保健福祉士登録証に関する事務

三 精神保健福祉法第三十一条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四 精神保健福祉法第三十一条第二項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の登録の変更を証する書類の交付に関する事務

五 精神保健福祉法第三十二条の精神保健福祉士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

六 精神保健福祉法第三十三条（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の登録の消除に関する事務

七 精神保健福祉法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第十六条（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第五十条の四 法別表第一の百三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）第三条の言語聴覚士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 言語聴覚士法による言語聴覚士免許証又は言語聴覚士免許証明書に関する事務

三 言語聴覚士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 言語聴覚士法第九条第一項の言語聴覚士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

五 言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）第四条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の言語聴覚士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

第五十一条 法別表第一の百四の項の主務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第五十二条 法別表第一の百五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 略

第五十二条の二 法別表第一の百六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 略

第五十二条の三 法別表第一の百七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

第五十二条の四 法別表第一の百八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

第五十二条の五 法別表第一の百九の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次条において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第五十三条 法別表第一の百十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

第五十四条 法別表第一の百十一の項の主務省令で定める事務は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十七条第一項又は第十九条の二の健康増進事業の実施に関する事務とする。

第五十五条 法別表第一の百十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕九 略

第五十六条 法別表第一の百十三の項の主務省令で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第七号若しくは附則第八条第一項の災害共済給付の給付金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第五十七条 法別表第一の百十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 略

第五十一条 法別表第一の六十九の項の主務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第五十二条 法別表第一の七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 同上

第五十二条の二 法別表第一の七十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 同上

第五十二条の三 法別表第一の七十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

第五十二条の四 法別表第一の七十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

第五十二条の五 法別表第一の七十四の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次条において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第五十三条 法別表第一の七十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

第五十四条 法別表第一の七十六の項の主務省令で定める事務は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十七条第一項又は第十九条の二の健康増進事業の実施に関する事務とする。

第五十五条 法別表第一の七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕九 同上

第五十六条 法別表第一の七十八の項の主務省令で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第七号若しくは附則第八条第一項の災害共済給付の給付金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第五十七条 法別表第一の八十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 同上

第五十九条 法別表第一の百十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕六 略

第六十条 法別表第一の百十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕八 略

第六十条の二 法別表第一の百十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕三 略

第六十一条 法別表第一の百十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕二 略

第六十二条 法別表第一の百二十の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項若しくは第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答に関する事務とする。

第六十三条 法別表第一の百二十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第一条第八項の通知に関する事務とする。

第六十五条 法別表第一の百二十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第三条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第六十六条 法別表第一の百二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕二 略

第六十七条 法別表第一の百二十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕二 略

第六十七条の二 法別表第一の百二十六の項の主務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務とする。

第五十九条 法別表第一の八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕六 同上

第六十条 法別表第一の八十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕八 同上

第六十条の二 法別表第一の八十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕三 同上

第六十一条 法別表第一の八十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕二 同上

第六十二条 法別表第一の八十七の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項若しくは第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答に関する事務とする。

第六十三条 法別表第一の八十八の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第一条第八項の通知に関する事務とする。

第六十五条 法別表第一の九十の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第三条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第六十六条 法別表第一の九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕二 同上

第六十七条 法別表第一の九十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〕二 同上

第六十七条の二 法別表第一の九十三の二の項の主務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務とする。

第六十八条 法別表第一の百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇四 略〕

第六十八条の二 法別表第一の百二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇四 略〕

第六十九条 法別表第一の百二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇四 略〕

第七十条 法別表第一の百三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇四 略〕

第七十一条 法別表第一の百三十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇四 略〕

第七十一条の二 法別表第一の百三十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二十八条の公認心理師の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 公認心理師法による公認心理師登録証に関する事務

三 公認心理師法第三十一条第一項（同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四 公認心理師法第三十一条第二項（同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の登録の変更を証する書類の交付に関する事務

五 公認心理師法第三十二条の公認心理師の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

六 公認心理師法第三十三条（同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の登録の消除に関する事務

七 公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第三号）第十八条（同令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第六十八条 法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇四 同上〕

第六十八条の二 法別表第一の九十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇四 同上〕

第六十九条 法別表第一の九十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇四 同上〕

第七十条 法別表第一の九十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇四 同上〕

第七十一条 法別表第一の九十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
〔一〇四 同上〕

〔新設〕

第七十二条 法別表第一の九十九の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方税法特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方税法特別税の賦課徴収に関する事務又は地方税法特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第七十二条 法別表第一の百三十三の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方税法特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方税法特別税の賦課徴収に関する事務又は地方税法特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第七十二条 法別表第一の百三十三の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方税法特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方税法特別税の賦課徴収に関する事務又は地方税法特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第七十二条 法別表第一の百三十三の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方税法特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方税法特別税の賦課徴収に関する事務又は地方税法特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第七十二条 法別表第一の百三十三の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方税法特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方税法特別税の賦課徴収に関する事務又は地方税法特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第七十二条 法別表第一の百三十三の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方税法特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方税法特別税の賦課徴収に関する事務又は地方税法特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第七十二条 法別表第一の百三十三の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方税法特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方税法特別税の賦課徴収に関する事務又は地方税法特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第七十三条 法別表第一の百三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
【一〇五 略】

第七十四条 法別表第一の百三十五の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。

第七十三条 法別表第一の百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。  
【一〇五 同上】

第七十四条 法別表第一の百一の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。